

水上オートバイ リブ同乗者死亡事故等 の進捗状況について

平成24年6月27日

1. 水上オートバイの噴流等による事故について

平成23年7月に同乗者が落水した際に、水上オートバイの噴流等により体腔内に水が入り、内臓を損傷して死傷した事故が2件発生した。

2. 1 水上オートバイ リブ同乗者死亡事故(調査中)

- (1) 発生年月日 平成23年7月31日
- (2) 発生場所 兵庫県明石市松江海水浴場沖
- (3) 事故の経緯

水上オートバイ リブは、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を座席後方に乗せ、松江海水浴場沖を遊走中、スロットルを一杯に引いて加速を始めたところ、直後に最後尾に座っていた同乗者1人が落水した。落水した同乗者は、落水した際の衝撃、ウォータージェット推進装置の噴流などにより体腔内に水が入り、内臓を損傷して死亡した可能性がある。

2. 2 水上オートバイ フェアレディー同乗者負傷事故(調査中)

- (1) 発生年月日 平成23年7月23日
- (2) 発生場所 大阪府阪南市箱作地先
- (3) 事故の経緯

水上オートバイ フェアレディーは、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を座席後方に乗せ、箱作の海岸沖から砂浜に向けて発進したところ、同乗者2人が落水した。最後尾に乗っていた同乗者は、落水した際、ウォータージェット推進装置の噴流により体腔内に水が入り、内臓損傷を負った可能性がある。

3. 事実情報

現在までの調査で明らかになった事実は、以下のとおりである。

(1) 死傷に至る経緯

水上オートバイが加速又は発進する際、乗船中の同乗者が落水し、落水した際の衝撃、ウォータージェット推進装置の噴流等により体腔内に水が入り、内臓を損傷して死傷した可能性がある。

(2) 取扱説明書での警告

水上オートバイ リブの取扱説明書には、死亡又は重大な障害に至る可能性が想定される場合を示す「警告」として次の内容の記載がある。

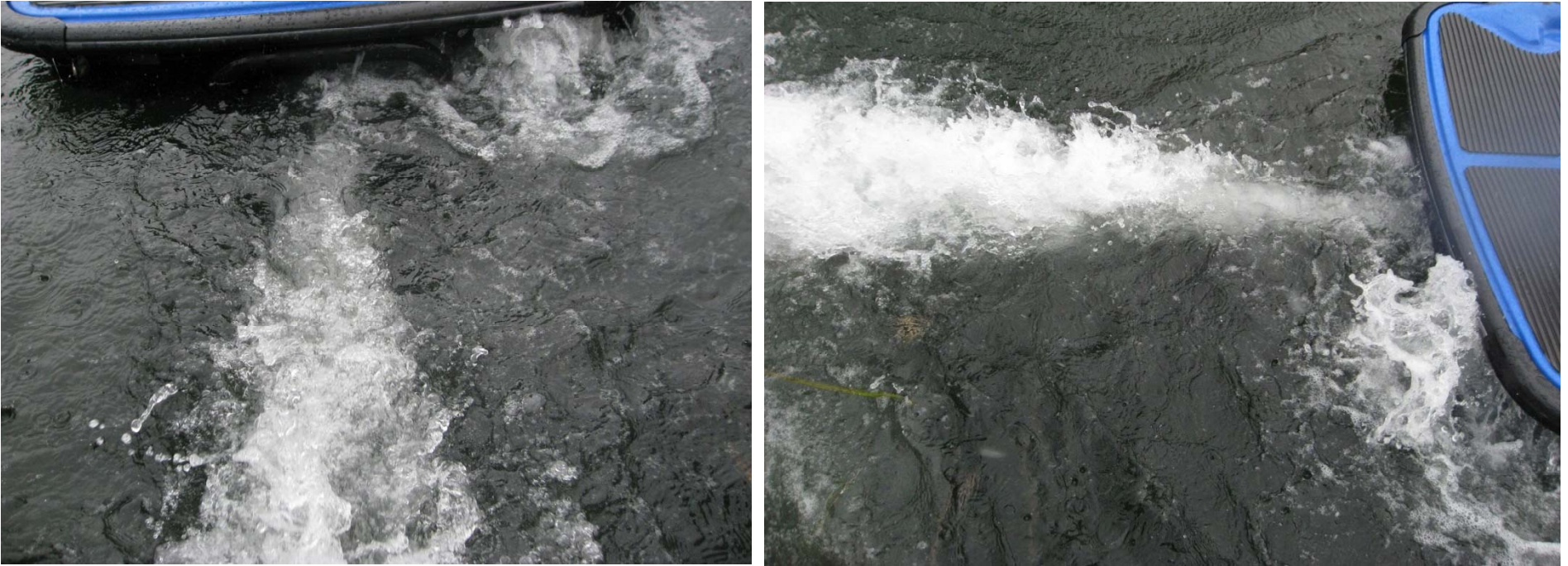
- ① 乗船者は、身体を保護できる衣服を着用してください。
- ② 落水時の衝撃による水圧やジェットノズルの近くで強い水圧を受けた場合、体腔内に水が入り、負傷する恐れがあります。通常の水着では身体を十分に保護できません。身体を保護できるウェットスーツパンツ等を必ず着用してください。
- ③ ウォータークラフト*の背後に人がいるときはスロットルを開けないでください。エンジンを停止させるか、アイドルスピードにしてください。スロットルを開けた場合、ジェットノズルから排出される水や異物でけがをする恐れがあります。

* 水上オートバイのこと

水上オートバイ



ウォータージェット推進装置の噴流



撮影に使用した水上オートバイは、事故艇とは何ら関係がない。